北海道男女平等参画苦情処理委員 活動状況報告書

(平成 24 年度)

北海道男女平等参画苦情処理委員

目 次

		ページ
1	北海道男女平等参画苦情処理委員名簿 ·····	·· 1
2	平成24年度 活動状況報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	平成24年度 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数	
(1) 受理機関別	·· 4
(2	2) 申出者性別等	·· 4
(;	3) 申出区分別	·· 4
(4	4) 申出内容別	5
(!	5) 申出内容コード別	5
4	平成24年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
参	考資料	7
•	北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱	
•	・ 北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務	8処理要領
•	男女平等参画に関する苦情処理の流れ	
	男女平等参画に関する苦情等申出書標準様式	

【北海道男女平等参画苦情処理委員名簿】 (50音順)

たかはし つよし

◇ 髙 橋 剛 (人権擁護委員、弁護士)

[任期] 平成21年10月1日から平成23年9月30日まで(再任)平成23年10月1日から平成25年9月30日まで(再任)

あさまつ ちひろ

◇ 淺 松 千 寿 (弁護士)

[任期] 平成23年10月1日から平成25年9月30日まで

2 平成24年度 活動状況報告

北海道においては、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に 責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる 男女平等参画社会を実現するため、平成13年3月に、男女平等参画の推進に関し、 基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、同年4月から施行さ れています。この条例において、第19条に北海道男女平等参画苦情処理委員(以下 「苦情処理委員」という。)の設置、第20条に苦情等の申出について定められてお り、平成13年10月から、2名の苦情処理委員が設置されています。

苦情処理委員は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、

- ①男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること
- ②男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること
- ③上記の①の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること としており、道民や事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な 立場で、適切かつ迅速に処理することが求められています。

本報告書は、平成24年4月から平成25年3月までの間における、苦情処理委員の活動状況に関する報告を北海道知事に行うこととしておりますが、この間の道民等から苦情処理委員への申出はありませんでした。

道においては、広報誌やホームページ、各総合振興局・振興局の相談窓口などにより、道民の皆さんへの周知に努められていると承知していますが、制度が開始してからの申出件数は、累計でも14件と少ない状況にあります。

この背景には、道をはじめ、関係機関や民間団体における相談機能が充実し、道民からのさまざまな相談等にも対応できる環境が整備されてきたことが考えられます。

一方においては、条例第18条において、「道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる」と定められており、この申出件数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、今後とも、男女平等参画に係る道の施策や男女平等参画 を阻害すると認められるものに関する申出があった場合には、事案に応じて苦情処理 委員制度の紹介を行うなど、この制度が有効に利用されるよう、きめ細かな対応をし ていく必要があるものと考えています。

苦情処理委員への申出については、郵送やファクシミリ、持参による方法のほか、 平成19年7月からインターネットによる申出もできるようになりましたが、申出内 容の確認や申出者への回答等のために、申出人の氏名や住所などの記入を必要とする ことから、申出に対しためらいを感じられている方もいるかと思われます。

道においては、個人情報の保護について、十分に留意されているものと承知していますが、安心して苦情処理委員への申出ができるように、その周知に努め、より身近で利用しやすい制度となるように、今後とも、不断の努力を続けていく必要があるものと考えています。

道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極的にご活用いただき、男女平等参画社会の実現を図ることができれば幸いです。

平成25年7月

北海道男女平等参画苦情処理委員

髙 橋 剛

淺 松 千 寿

3 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数

(1) 受理機関別

~~~ I/XI- 5/55													
区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
本 庁	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14
石 狩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桧 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後 志	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗 谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
網走	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胆 振	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十 勝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14

### (2) 申出者性別等

F	Ħ	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14
Ī	団体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Ī	女 性	5	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	9
Ī	男 性	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	4
	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
/ _4		7												

#### (3) 申出区分別

計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要望・意見	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苦情	2	0	2	1	0	1	0	1	1	1	0	0	9
区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
中田区万加													

#### (4) 申出内容別

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
A 男女平等参画を阻害すると認められるもの	4	0	2	0	0	2	0	1	1	1	0	0	11
B 男女平等参画に必要と認められるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○ 悩みごと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D その他	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14

#### (5) 申出内容コード別

項目	コード	内容	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
1行政	10	道の施策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	国、市町村の施策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	12	教育関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	その他の機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	その他	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
2仕事	20	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	労働条件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	セクシュアル・ハラスメント(職場)	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5
	23	家庭との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	解雇	0	0	0	0	О	0	О	0	0	0	0	О	0
	25	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
3家庭	30	夫婦関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	離婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	32	子供の養育	Ο	0	0	0	Ο	0	Ο	0	Ο	0	О	Ο	0
	33	高齢者問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	34	夫・パートナーからの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	35	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4本人	40	健康	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	0
	41	経済的な問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	42	性被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	43	男女問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	0
	44	人生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	45	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5地域	50	人間関係	0	0	0	0	Ο	0	О	0	0	0	0	О	0
	51	セクシュアル・ハラスメント(職場以外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52	つきまとい、ストーカー被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	53	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6その他	60	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計			6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14

- 4 平成24年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況
  - (1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出 [0件]
  - (2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出〔0件〕
  - (3) 制度の対象外〔0件〕

#### 参考

X	分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
男女平等参画を関	4	0	2	0	0	2	0	1	1	1	0	0	11	
男女平等参画に係	系るどうの施策に関する苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
制度の対象外		2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
≣†		6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	14

#### 北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱

(趣旨)

- 第1条 この運営要綱は、北海道男女平等参画推進条例(平成13年北海道条例第6号。以下「条例」という。)第19条に規定する男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (定数)
- 第2条 条例第19条に規定する苦情処理委員の定数は、男女それぞれ1人とする。 (季昌)
- 第3条 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女平等参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 苦情処理委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 3 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体 の役員を兼ねることができない。
- 4 苦情処理委員は、北海道男女平等参画審議会の委員を兼ねることができない。
- 5 苦情処理委員は、道と特別の利害関係を有する法人その他の団体の役員を兼ねることができない。 (解任)
- 第4条 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務 違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解任することができる。
- 2 苦情処理委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。 (青務)
- 第5条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (申出の手続)
- 第6条 条例第20条の規定による申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。 ただし、苦情処理委員が当該書面の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 一 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
  - ニ 申出の内容及び理由
  - 三 前二号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となるべき事項

(助言及び意見の制限)

- 第7条 苦情処理委員は、条例第20条の規定による申出が次の各号に該当すると認めるときは、申出人に対し助言すること及び関係する道の機関に対し意見を述べることをしないものとする。
  - ー 判決、裁決等により確定した事項
  - 二 裁判所において係争中の事項及び行政庁において不服申立ての審理中の事項
  - 三 審査機関等で審査等を行っている事項及び審査等を行った事項
  - 四 議会に請願又は陳情を行っている事項
  - 五 条例又はこの要綱に基づく苦情処理委員に関する事項
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、他の法令等に基づき処理すべき事項等助言及び意見を述べることが適当でないと認める 事項
- 2 苦情処理委員は、前項の場合においては、速やかに申出人に対し、助言及び意見を述べることをしない旨並びにその理由を通知するものとする。

(関係機関への協力依頼)

- 第8条 苦情処理委員は、条例第20条の規定による申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情の場合において、関係する道の機関に対し、当該申出に関する必要な説明及び調査について、協力を求めることができる。
- 2 苦情処理委員は、条例第21条第2項の規定する意見を述べたときは、関係する道の機関に対し、その後の措置の状況の 説明について、協力を求めることができる。

(意見の通知)

- 第9条 苦情処理委員は、条例第21条第2項に規定する意見を述べたときは、速やかに申出人に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 苦情処理委員は、第8条第2項に規定する説明があったときは、速やかに申出人に対し、その旨を通知しなければならない。

(活動状況の報告等)

- 第10条 苦情処理委員は、毎年、その活動状況に関する報告を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による報告の提出があったときは、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

#### 北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領

平成13年6月11日決定 平成13年10月1日改正 平成14年9月1日改正 平成15年4月1日改正 平成18年4月1日改正 平成22年3月25日改正 平成24年4月1日改正

#### 1 月 的

この要領は、北海道男女平等参画推進条例(平成13年北海道条例第6号。以下「条例」という。)に基づく道民及び事業者からの申出(以下「申出」という。)を受付け、関係機関と連携し、適切かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定める。

2 処理の基本方針

申出の処理にあたっては、常に親切・誠実を旨とし、申出の内容を正確に把握し、迅速・公正に処理するとともに、個人のプライバシーの保護に留意しなければならない。

3 申出の窓口

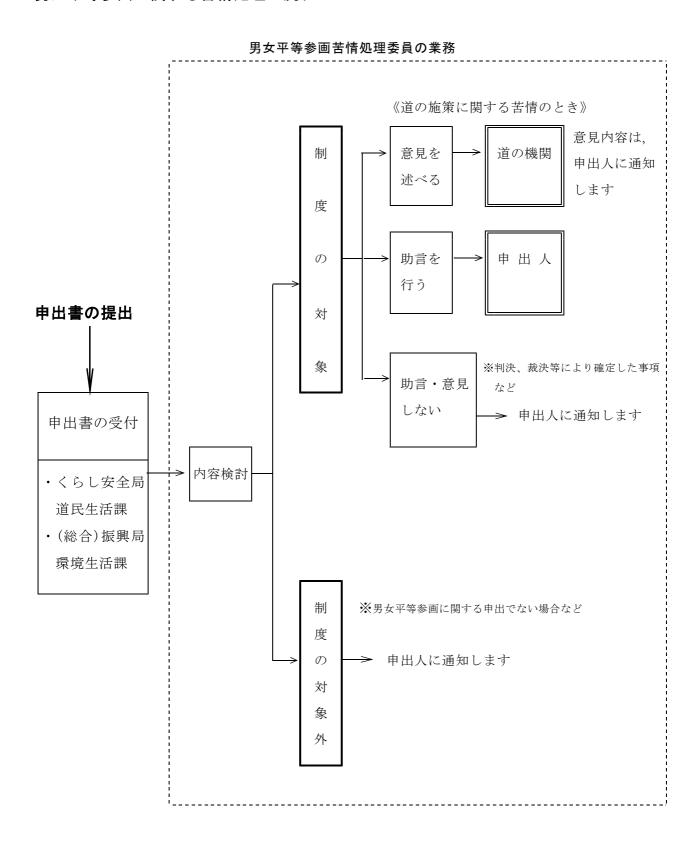
申出に係る窓口は、環境生活部くらし安全局道民生活課、総合振興局保健環境部環境生活課及び振興局保健環境部環境生活課(以下「窓口所管課」という。)に設置する。

- 4 知事への申出に係る事務処理手続き
  - (1) 窓口所管課は、条例第18条に基づく申出を受けたときは、申出及び処理の概要を別記第1号様式に記載する。
  - (2) 窓口所管課は、申出の内容に応じ、申出人に対し、適切な専門相談機関を紹介する。
  - (3) 総合振興局長及び振興局長は、申出の内容が道の施策に関するものであるとき及び前記(2)の処理ができないときは、別記第1号様式の写しにより環境生活部長に報告する。
  - (4) 環境生活部長は、申出の内容が道の施策に関するものであるときは、関係部長に照会、連絡又は要請を行い、申出人に対し回答を要すると判断した場合は、関係部長と協議の上回答し、その写しを当該部長に参考回付する。
  - (5) 環境生活部長は、申出の内容が道の施策に関するもの以外のもので、関係機関に照会、連絡又は要請を行うときは、その旨を申出人に通知する。
- 5 男女平等参画苦情処理委員への苦情等の申出に係る事務処理手続き
  - (1) 窓口所管課は、条例第20条に基づく申出を受けたときは、申出書に、所定の事項が記入されているかを確認し、別記第2号様式に記入の上、速やかに男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)に進達する。
  - (2) 苦情処理委員は、申出書に記載された内容を確認し、苦情処理委員の処理対象となる申出かどうかを判断し、対象外の場合には、その旨と理由を付して、申出人へ通知する。
  - (3) 苦情処理委員は、申出の内容が男女平等参画に係る道の施策についての苦情のときは、関係する道の機関の協力を得て、当該申出に係る調査を行い、必要があると認めるときは、申出人に対し助言を行い、又は当該機関に対し意見を述べる。
  - (4) 苦情処理委員は、申出の内容が男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出のときは、必要に応じて申出人に対し電話又は面談により申出の内容の確認を行い、助言を行う。
  - (5) 苦情処理委員は、前記(3)により関係する道の機関に対し意見を述べた後、必要があると認めるときは、当該機関に、その後の措置状況について照会を行う。
- 6 処理状況に係る報告
  - (1)総合振興局長及び振興局長は、知事への申出の受付状況を一月毎に集計し、別記第3号及び第4号様式により翌月10日までに環境生活部長に報告する。
  - (2) 環境生活部長は、知事への申出の受付状況を取りまとめ、毎年、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告する。
  - (3) 苦情処理委員は、前記5の(2)か(5)により処理を行った申出が総合振興局又は振興局受付のものであるときは、当該総合振興局又は振興局に申出人への通知の写しを送付する。
- 7 その他
- (1) 知事への申出の内容が、国の施策に関するもの及び行政委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条の5第1項及び第2項に基づく委員会または、委員をいう。ただし、公安委員会を除く)及 び企業局の所管に属するものであるときは、前記4の(4)及び(5)の取扱いに準じる。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境生活部長が別に定める。

附則

- この要領は、平成13年6月11日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成14年9月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。

### 男女平等参画に関する苦情処理の流れ



# 道民等からの申出記録票

(新規・継続・別綴)

決					
裁					
欄					
申出手段	1 来訪 2 電話 3	文書 受 理 年 月 日			
対 応 者		対 応 時 間			
申出人の			[ 推 定 年 齢 ]		
住 所			10代 20代	30代	40代
氏 名			50代 60代	70代	80代以上
電話			〔性 別〕	男	女
	( )				
(申出の	既 要) ·				
(処理の	 既 要 )				
申出区分	1 苦情 2 照	会 3 相 談	4 要望・意見	5 その 4	
		するもの			
		<u> </u>			
		に必要と認められる		D その他	
<b>中空- 1</b> *					•
内容コード		紹	介		
(コード表		機	目名		
による)					
		Т	E L		

#### 道民等からの申出記録票記入要領

- 1 「申出人の住所、氏名、電話」欄は、わかる場合のみ記入してください。
- 2 「内容区分」欄は、I~Ⅱ及びA~Dそれぞれの、該当するものに○を付けてください。 【A男女平等参画を阻害すると認められるものの例示】
  - ・行政機関のポスター等における性別役割分担意識を助長する表現
  - ・男女どちらか一方に特化した施策 (積極的改善措置は除く)

【B男女平等参画に必要と認められるものの例示】

- ・家庭における育児、介護への男女平等参画
- 3 申出内容コード

項目	コード	内 容
行政	10	道の施策
	11	国、市町村の施策
	12	教育関係
	13	その他の機関
	14	その他
仕事	20	就職
	21	労働条件
	22	セクシュアル・ハラスメント
		(職場)
	23	家庭との両立
	24	解雇
	25	その他
家庭	30	夫婦関係
	31	離婚
	32	子供の養育
	33	高齢者問題
	34	夫・パートナーからの暴力
	35	その他

項目	コード	内容							
本人	40	健康							
	41	経済的な問題							
	42	性被害							
	43	男女問題							
	44	人生問題							
	45	その他							
地域	50	人間関係							
	51	セクシュアル・ハラスメント							
		(職場以外)							
	52	つきまとい、ストーカー被害							
	53	その他							
その他	60	その他							